

# 新型コロナウイルス感染症対応資金

をご利用の福岡県内事業者の皆様へ

3年間

金融機関にお支払いになった利息を**年2回**  
**利子補給(キャッシュバック)**します！！

	対象期間	利子補給額	利子補給予定日
第1回	融資実行日～8月末日	対象期間に支払われた 利息実額	令和2年12月16日
第2回	9月1日～翌年1月末日	(取扱金融機関によつて は利息相当額)	令和3年2月26日

令和3年度以降は、毎年2月1日～8月31日までお支払いの利息額(7か月分)を11月下旬に、9月1日～1月31日までお支払いの利息額(5か月分)を2月下旬にお振込みします。

- ※ 利子補給の対象となる融資を繰上返済された場合等は、利子補給額の一部を返還いただく場合がございます。
- ※ 対象期間中の延滞利息、遅延損害金は、利子補給の対象外です。
- ※ 利子補給額は利子補給予定日に融資返済口座にお振込みします。
- ※ **事業者の皆様のお手続きは不要です。**

詳しくは、お取り扱いの金融機関にお尋ねください。

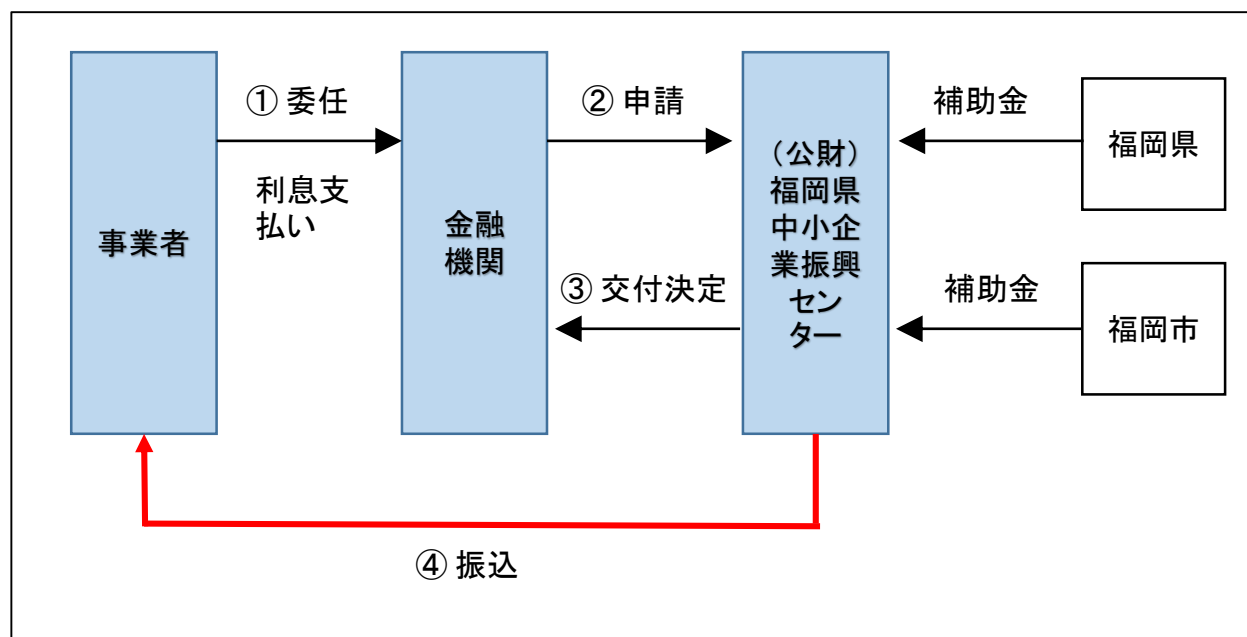


新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金実施団体  
公益財団法人 福岡県中小企業振興センター

<http://www.joho-fukuoka.or.jp>

本事業は、福岡県及び福岡市より補助金を受けて実施しています。

## 《利子補給の流れ》



- ① 融資契約時に利子補給の申請等についての委任状を金融機関に提出します。  
ご返済の都度、契約書記載の利息を金融機関へお支払いいただきます。
- ② 金融機関が、事業者のみなさまに代わって利子補給の申請手続きを行います。
- ③ 金融機関からの申請に対して利子補給補助金実施団体である「公益財団法人福岡県中小企業振興センター」が申請内容の審査を行ない、審査後、金融機関に対して交付決定します。
- ④ 交付決定された利子補給額が、事業者のみなさまの融資返済口座へ振り込まれます。

### 【問い合わせ先】

#### 《利子補給に関すること》

(令和2年10月30日まで)

福岡県新型コロナウイルス感染症に関する中小企業相談窓口

0120-567-179(通話料無料)

※9:00~17:00(土日祝日も対応)

(令和2年11月1日から)

公益財団法人福岡県中小企業振興センター 総務管理部総務課

092-710-5000(有料)

※平日8:30~17:45(土日祝日除く)

#### 《融資制度に関すること》

福岡県商工部中小企業振興課:092-643-3424

福岡市経済観光文化局経営支援課:092-441-2171